

新検査制度における許認可手続きの考え方について

1. はじめに

2020年4月1日に施行される改正原子炉等規制法および関係規則に従い、当社の再処理施設、廃棄物管理施設、MOX燃料加工施設、廃棄物埋設施設及びウラン濃縮施設において、以下の手続きを予定している。

行政手続き	実施概要
事業指定(許可)	① <u>既許可に関する原子炉等規制法附則第4条第1項に基づく届出(変更届出)</u> 【対象:全施設】 再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項(再処理施設の場合)の追加
保安規定	② <u>原子炉等規制法に基づく変更認可申請または認可申請</u> 【対象:全施設】 品質管理規則、事業規則の反映
設計及び工事の方法(設工認)	③ <u>審査中施設に関する補正</u> 【対象:全施設】 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムの追加

2. 今後の新検査制度関係の許認可手続きの考え方

前項の手続きについて、以下の考え方で行うことを計画している。

(1)事業指定(許可):本文追加【全施設】

今回の法改正で、既許可申請書の本文事項に追加がなされたことから、改正原子炉等規制法附則に基づく**変更届出**を実施する(4月1日予定)。

(2)保安規定【全施設】

- ・保安規定は、「認可の要件(認可をしてはならない場合)」として、「(再処理の場合)第四十四条第一項の指定を受けたところ、第四十四条の四第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものでないこと」と規定されているため、既許可に関する**変更届出の内容と整合**をするよう、現在審査中の保安規定と並行して、**変更認可申請を行う予定**(4月1日以降、準備が整い次第、実施予定)。
- ・なお、MOX燃料加工施設については、現在建設中施設であり保安規定がないことから、改正原子炉等規制法第二十二条第一項の規定に基づき**申請を行う予定**(4月1日以降、準備が整い次第、実施予定)。

(3)設計及び工事の方法(設工認)【設工認審査中の施設】

設工認は、「認可の要件(認可をしてよい場合)」として、「(再処理施設の場合)その設計

及び工事の計画が第四十四条第一項の指定を受けたところ、前条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであること」のため、現在審査中の設工認申請については、既許可に関する **変更届出の内容と整合するよう、補正書(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムの追加)を提出** する(なお、これまでの審査内容を踏まえた必要な検討などを実施した上で、4月1日以降、実施予定)。

3. 行政手続きに関するご確認事項

- ・新検査制度に係る事業変更許可手続きに関して、4月1日の改正法施行後、速やかに届出を行う予定。改正法では、事業規則に基づき「変更後における再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書(再処理施設の場合)」が追加されているが、既申請に含まれていない事項であり、補正による記載事項の追加は馴染まないと考えられるため、次回の事業変更許可申請に併せて対応したい。

以 上